

政令第二百九十一号

建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年一月五日とする。

理由

建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。